

尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）  
尾張北部環境組合ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る  
都市計画の概略の案



江南市の花「ふじ」

平成31年2月

江 南 市

## はじめに

本都市計画の概略の案は、犬山市、江南市、大口町及び扶桑町のごみ処理を広域化する尾張北部環境組合ごみ処理施設（仮称）整備事業について、「都市計画運用指針」（平成30年7月改正）に基づき、平成30年8月に公表した「尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る構想段階評価書」及び当該評価結果に係る住民意見等を踏まえ、都市計画の概略の案を決定したものである。

# 目 次

1. 都市計画を定めようとする目的	1
2. 当該施設の位置を決定した経緯	3
3. 上位計画における当該施設の位置付け	5
(1) 江南市都市計画マスタープラン	5
(2) 第6次江南市総合計画	5
(3) 尾張都市計画区域マスタープラン	5
4. 対象事業の概要	5
(1) 対象事業の概要	5
(2) 工事計画の概要	6
5. 構想段階の評価結果	6
(1) 複数の概略の案	6
(2) 構想段階評価結果	7
6. 構想段階評価書の評価結果と意見を踏まえた決定の考え方	8
7. 都市計画の概略の案	9
(1) 都市計画の種類	9
(2) 名称	9
(3) 位置	9
(4) 区域	10
(5) 面積	10
8. 構想段階評価書の案及び構想段階評価書に係る意見と都市計画決定権者の見解	11
(1) 「構想段階評価書の案」に係る一般からの意見	11
(2) 「構想段階評価書」に係る関係行政機関からの意見	12
9. 都市計画の手続き等	20
(1) 都市計画の手続き	20
(2) 都市計画の概略の案の縦覧	21
(3) 都市計画の概略の案の説明会の開催	21
(4) 問合せ先	21

## 1. 都市計画を定めようとする目的

ごみ焼却場などのごみ処理施設は、我々の日常生活や企業の事業活動などで排出されるごみを処理し、清潔で快適な都市環境を提供する必要不可欠な施設です。

現在、犬山市、江南市、大口町及び扶桑町（以下「2市2町」という。）のごみ処理（産業廃棄物を除く）は、犬山市都市美化センター（昭和58年4月供用開始）と江南丹羽環境管理組合環境美化センター（昭和57年11月供用開始）で行われています。（両施設の概要と位置は表1、図1を参照）

このようなごみ焼却施設に関しては、平成9年5月、国は都道府県に対し、主にごみ処理に伴うダイオキシン類の削減を図るため、ごみ処理の広域化計画を策定するよう通知しています。これを受けて愛知県は、平成10年10月に「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を、平成21年3月には第2次計画を策定しています。第2次計画では、県内を焼却能力300 t /日以上を基準とした13ブロックに集約を図ることとし、2市2町を含む尾張北部ブロックは、平成30年度以降に現在稼働している犬山市と江南丹羽環境管理組合の両施設を統合して1施設への集約化を目指すとされています。

愛知県の第2次計画を踏まえ、平成18年11月に設置した2市2町で構成する尾張北部地域ごみ焼却処理広域化第1小ブロック会議（以下「第1小ブロック会議」という。）では、新たにごみ処理施設の建設候補地の選定や地元調整を進めてきました。

そうした経過を経て、平成28年3月には第1小ブロック会議で建設地を江南市中般若町北浦地内に決定して、同年7月には平成37年度を新ごみ処理施設の稼働目標とする「尾張北部地域第1小ブロックごみ処理広域化実施計画（改訂版）」を策定しました。平成29年4月には2市2町のごみ処理を担います一部事務組合「尾張北部環境組合」も設置されています。

こうしたことから、本都市計画では、2市2町のごみ処理施設を1施設に集約して、広域化による効率的かつ安定的なごみ処理事業を推進するために、新たにごみ処理施設として「尾張北部都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設（仮称）」を定めようとするものです。

表1 既存施設の概要

施設名		犬山市都市美化センター	江南丹羽環境管理組合 環境美化センター
設置主体		犬山市	江南丹羽環境管理組合 (江南市、大口町、扶桑町)
所在地		犬山市大字塔野地字田口洞 39番地 128	大口町河北一丁目 131番地
処理対象区域		犬山市	江南市、大口町、扶桑町
焼却 処理 施設	処理能力	135 t / 日 (67.5 t / 日 × 2 炉)	150 t / 日 (75 t / 日 × 2 炉)
	処理方式	ストーカ式焼却炉 (全連続式焼却施設)	流動床式焼却炉 (全連続式焼却施設)
	供用開始	昭和 58 年 4 月 (平成 20 年度 大規模補修工事実施)	昭和 57 年 11 月 (平成 23 年度 基幹整備補修工事実施)
粗大 ごみ 処理 施設	処理能力	30 t / 5 h	30 t / 5 h
	処理方式	破碎・選別	破碎・選別
	供用開始	昭和 59 年 12 月	昭和 57 年 11 月



図1 既存施設及び事業実施区域位置図

## 2. 当該施設の位置を決定した経緯

国や県のごみ処理広域化の方針を受けて、これまでに尾張北部地域の関係市町では広域のごみ焼却施設の候補地の検討を行ってきました。

尾張北部ブロックを構成する4市2町（犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町）では、平成13年8月に犬山市塔野地地区を候補地として選定し、平成15年2月には犬山市善師野地区を再選定しましたが、どちらも地元調整が難航したため断念しています。

その後、尾張北部ブロックは平成17年11月に、当面、第1小ブロック（2市2町）と第2小ブロック（小牧市及び岩倉市）の2つの小ブロックに分け、それぞれ施設を建設することとし、平成22年5月には、2市2町で構成する第1小ブロック会議で犬山市池野地区を候補地として選定しましたが、地元調整が難航し、凍結状態となりました。

そのような中、既存の両施設も稼働後30年以上経過し、老朽化への対応も必要で先送りできない状況もあったことから、平成24年10月には、第1小ブロック会議において、江南市が最も多くのごみを排出すること、広域の処理施設が一つもないことから市内で候補地を選定することを提案し、同年12月に江南市中般若町北浦を候補地として提示しました。

その後、江南市や隣接する扶桑町の地元6地区に対し意見交換会を重ねるなど理解が得られるよう努め、平成28年3月の第1小ブロック会議において、地元への取り組みなどを総合的に勘案して、概ね地元の合意形成が得られたものとして本計画地を新ごみ処理施設の建設地に決定しています。

なお、本計画地は、ごみ処理が行われる2市2町の市街地の広がりから概ね中央部となり、ごみの運搬車両の輸送効率上望ましく、南側には隣接して2車線の県道が整備されておりアクセスしやすい場所となっています。また、計画地は市街化調整区域となっており、上位計画となる第6次江南市総合計画（平成30年3月策定）の土地利用構想図においても、「暮らしと安全のゾーン」に位置づけられ、「暮らしと安全のために公共公益施設用地として活用します。」としています。土地利用や他の都市施設とも整合しており、都市計画上も支障がない計画となっています。

位置決定の経緯と上位計画や都市計画に関する位置付け等の経緯については、表2のとおりです。

表2 当該施設の位置を決定した経緯

尾張北部の関係市町で位置決定した経緯	上位計画や都市計画に関する位置付け等
<p>平成 13 年 8 月 尾張北部 4 市 2 町で犬山市塔野地地区を候補地に選定 → その後断念</p> <p>平成 15 年 2 月 広域化ブロック会議で犬山市善師野地区を候補地に選定 → その後断念</p> <p>平成 17 年 11 月 広域化ブロック会議で第 1 小ブロック（2 市 2 町）と第 2 小ブロック（小牧市及び岩倉市）の 2 つに分け、それぞれ施設を建設することに合意。</p> <p>平成 22 年 5 月 第 1 小ブロック会議で犬山市池野地区を候補地に選定 → その後凍結</p> <p>平成 24 年 10 月 第 1 小ブロック会議で江南市が江南市内で候補地を選定することを提案 → 5 つの候補地から江南市中般若町北浦地区を選定</p> <p>平成 24 年 12 月 第 1 小ブロック会議で江南市が候補地として中般若町北浦を提示 → その後地元調整（江南市内 3 地区、扶桑町内 3 地区）を始め意見交換会等を開催し江南市内 3 地区の同意を得る</p> <p>平成 28 年 3 月 第 1 小ブロック会議で、概ね地元の合意形成が得られたとして、建設地を江南市中般若町北浦に決定。</p>	<p>平成 9 年 5 月 国のごみ処理広域化計画策定の通知</p> <p>平成 10 年 10 月 愛知県ごみ焼却処理広域化計画</p> <p>平成 21 年 3 月 ・第 2 次愛知県ごみ焼却処理広域化計画「尾張北部ブロックの犬山市都市美化センターと江南丹羽環境管理組合環境美化センターを平成 30 年度以降に統合を目指す」 ・江南市都市計画マスタープラン「広域的な公共公益施設の位置付けを検討」</p> <p>平成 26 年 3 月 江南市総合計画（第 5 次）第二次改定「広域化による新ごみ処理施設建設の実現に向けて取り組む」</p> <p>平成 29 年 4 月 事業者となる尾張北部環境組合（一部事務組合）を設置</p> <p>平成 30 年 3 月 江南市総合計画（第 6 次）計画地の具体的な位置を示し「暮らしと安全のゾーン」に位置付け、「新ごみ処理施設建設事業は、組合と連携し安心・安全なごみ処理施設の実現に取り組む」</p> <p>平成 30 年 6 月 都市計画の構想段階評価書、環境影響評価の配慮書の手続きに着手</p>

### 3. 上位計画における当該施設の位置付け

#### (1) 江南市都市計画マスタープラン（平成21年3月策定 目標年次：平成29年度）

江南市都市計画マスタープランにおいては、公共公益施設の整備方針として、「尾張北部広域行政圏や尾張都市計画区域に関わる広域的な公共公益施設の位置付けについても検討します。」としています。

なお、江南市都市計画マスタープランは、平成30年度中の改定を予定しており、「江南市都市計画マスタープラン（案）」（平成30年10月のパブリックコメント実施時）においては、土地利用方針図において、計画地は、暮らしと安全のエリアと位置付け、「暮らしと安全のために必要な公共公益施設用地として、広域処理する新ごみ処理施設や災害時の防災拠点など、適切な土地利用の形成を図ります。」としています。また、公共公益施設の整備方針として、「安心・安全なごみ処理の実現に向け、事業主体である尾張北部環境組合との連携により、広域的な処理をする新ごみ処理施設の整備を推進します。」としています。

#### (2) 第6次江南市総合計画（平成30年3月策定）

第6次江南市総合計画においては、土地利用構想図の中で、計画地は、暮らしと安全のゾーンに位置付け、「暮らしと安全のために必要な公共公益施設用地として活用します。」としています。また、当該施設建設事業に関しては、「事業主体である尾張北部環境組合と連携し、安心・安全なごみ処理施設の実現に取り組む。」としています。

#### (3) 尾張都市計画区域マスタープラン（改定作業中：愛知県）

尾張都市計画区域マスタープラン（案）（平成30年11月の縦覧時）においては、その他の都市施設の主要な施設の方針として「一般廃棄物処理施設は、市町村の区域を越えた広域的な連携も視野に入れて周辺施設への影響や輸送効率などを考え合わせ、愛知県廃棄物処理計画及び市町村が定める一般廃棄物処理基本計画に基づいて施設の整備・充実を促進します。」としており、これに該当するものです。

### 4. 対象事業の概要

#### (1) 対象事業の概要

表3 対象事業の概要

対象事業の種類	ごみ処理施設（ごみ焼却施設）の設置事業	
名称	尾張北部環境組合ごみ処理施設(仮称)	
位置及び面積	江南市中般若町北浦地内 約 3.0ha	
施設規模 (処理能力)	焼却処理施設	197 t /日
	粗大ごみ処理施設	15 t /日



(2) 工事計画の概要

表4 工事工程表（予定）

項目	年度	平成 33年度 (1年目)	平成 34年度 (2年目)	平成 35年度 (3年目)	平成 36年度 (4年目)	平成 37年度 (5年目)
	造成工事		→			
土木・建築工事			→	→	→	
プラント設備工事				→	→	
外構工事					→	
供用						→

5. 構想段階の評価結果

(1) 複数の概略の案

複数案について検討した結果、事業の位置、規模及び施設の構造等については複数案の設定が困難であることから、煙突の配置についてA案（東側配置）とB案（西側配置）の2案を設定しました。

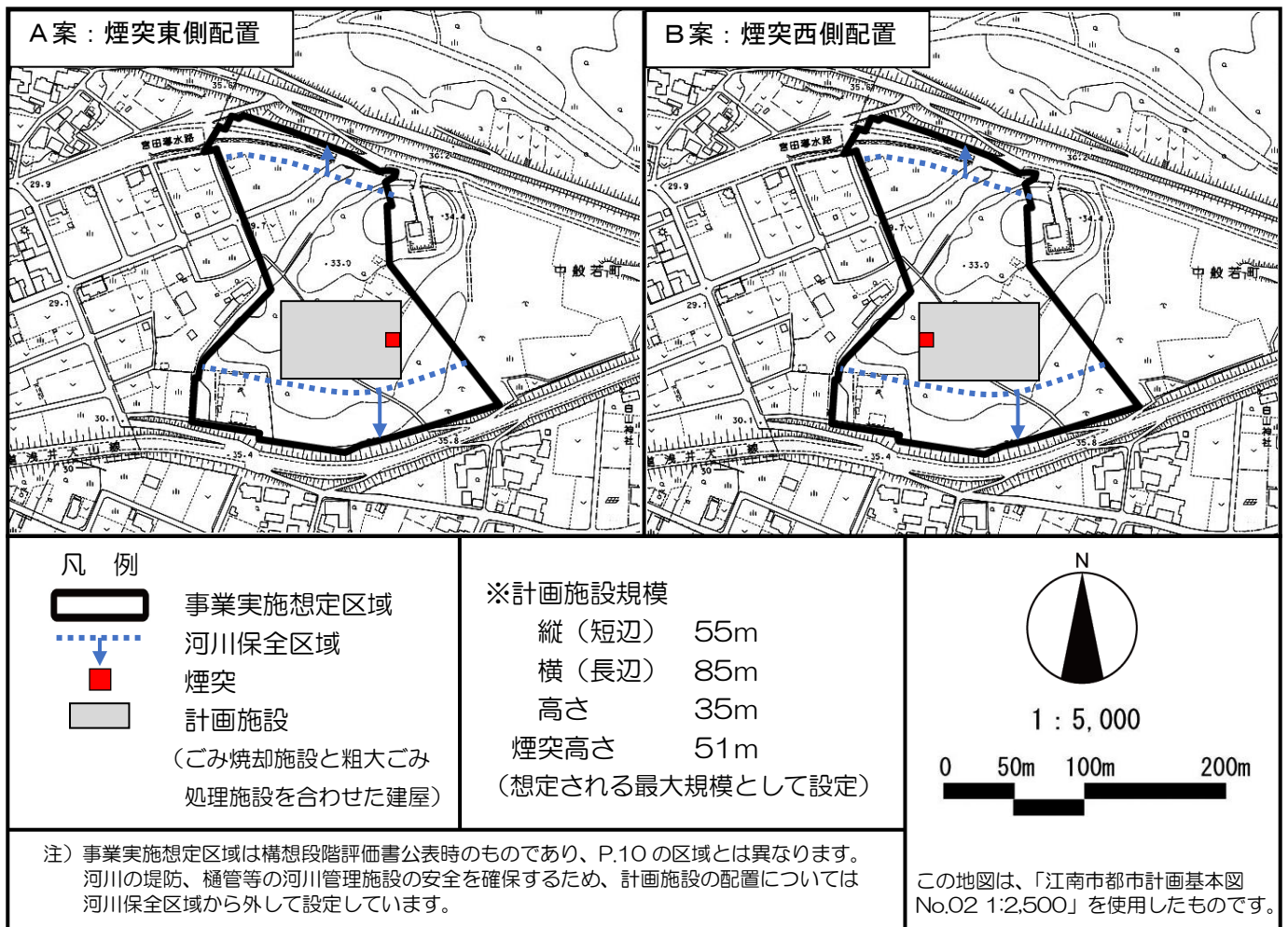


図2 設定した複数案

## (2) 構想段階評価結果

設定した複数案について、各案を都市計画の観点から比較評価を行いました。評価結果は表5に示すとおりです。

表5 構想段階評価結果

評価分野	評価項目		評価結果		
			A案	B案	
都市計画の 一体性・総合 性の確保	農林漁業との健全な調和		○ 農業との健全な調和が図れます。		
	健康で文 化的な都 市生活及 び機能的 な都市活 動の確保	現況土地利用との整合の視点 からの周辺居住環境や都市活 動に対する影響の評価	○ 周辺の居住環境や都市活動への影響は少ないと考 えられます。		
		将来土地利用方針との整合性 の観点からの周辺居住環境や 都市活動に対する影響の評価	○ 周辺の居住環境や都市生活への影響は少ないと考 えられます。		
		近接する居住地区・公益施設 への影響	○ 近接する居住地区・公益施設への影響は少ないと 考えられます。		
		周辺交通への影響	○ 廃棄物運搬車両の交通は、敷地内の進入路、待避 所で処理できることから周辺交通への影響は少な いと考えます。		
	土地利用規制と都市施設の計画との連携 等、一体のものとして効果を発揮		○ 当該施設の効果を十分に発揮できます。		
自然的環境 の整備又は 保全	環境の自 然的構成 要素の良 好な保持	大気質	二酸化硫黄 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質 ○ 環境基準を下回っていることから、重大な影響は 生じません。		
	人と自然 との豊か な触れあ いの確保	景観	主要な眺望点及び 景観資源の改変	○ 直接改変はないことから、計画施設の存在が重大 な環境影響を及ぼすことはありません。	
			主要な眺望点から 新施設（煙突）を 望む仰角	○	○
円滑な都市活動の確保			「都市計画の一体性・総合性の確保」参照		
良好な都市 環境の保持	敷地内緑地の確保		○ 可能な限り緑地が配置できるように検討します。		
適切な規模 及び必要な 位置への配 置	需要に応じた適切な規模		○ 規模は適正と考えられます。		
	事業コストの適正		○ 事業コストは適正と考えられます。		
	事業期間長期化リスク		○ 事業期間長期化リスクはないと考えられます。		
	都市計画の観点からの位置の適正		「都市計画の一体性・総合性の確保」参照		
総合評価			○	○	

各案の相対的な評価において、「優れている」を「◎」、「優れている案に比べて劣っている」、「同等」の場合は「○」としました。

## 6. 構想段階評価書の評価結果と意見を踏まえた決定の考え方

「構想段階評価書」における複数案の比較では、自然的環境の整備又は保全のうち、主要な眺望点から新施設（煙突）を望む仰角の評価については、近傍の地点において両案にトレードオフの関係が見られましたが、その他の評価項目は全て同等の評価としました。

なお、「構想段階評価書の案」または「構想段階評価書」に対する一般及び愛知県からの意見では、「候補地決定の経緯」について意見がありました。また、同時に公表した環境影響評価手続きの「計画段階環境配慮書」については、「事業計画の策定に当たっては、環境への負荷をできる限り回避、低減するよう努めること」「事業実施想定区域の近隣に住居が存在することから、煙突の位置だけでなく、施設の形状及び色彩にも配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること」などの愛知県知事意見が通知されました。（一般からの意見及び関係行政機関からの意見は、後述参照。）

これらの意見を踏まえ、複数案から単一の概略の案（以下「都市計画の概略の案」という。）への絞り込みにあたっては、第1小ブロック会議が策定した、当該施設整備に関する基本的事項についての方向性を定めた「新ごみ処理施設整備計画」において、施設配置、動線等について、「周辺の交通の安心・安全を図るとともに、周辺の交通に影響を及ぼさないような渋滞対策を図ることを第一に考える」としていることから、周辺道路が渋滞しないような対策として「施設場内の搬入車両動線を長く確保することができる煙突の配置」について検討を行うこととしました。

県道浅井犬山線から事業実施区域への進入口の位置については、交通処理の観点から主要地方道江南関線との信号交差点からの距離をできるだけ大きく取る必要があることから、図3に示すように搬入車両は事業実施区域の南東側から搬入出をすることが考えられます。その場合、施設場内での搬入車両動線をより長く確保するためには搬入車両が集めたごみを投入するごみピットを東側に配置し、搬入車両動線が計画施設を周回するように配置することでより長く確保することが可能となるため、B案（煙突西側配置案）が望ましいと考えられます。

以上の検討結果から、本事業の実施にあたり、より周辺交通に影響を及ぼさないと考えられる「B案」を、都市計画の概略の案として決定しました。

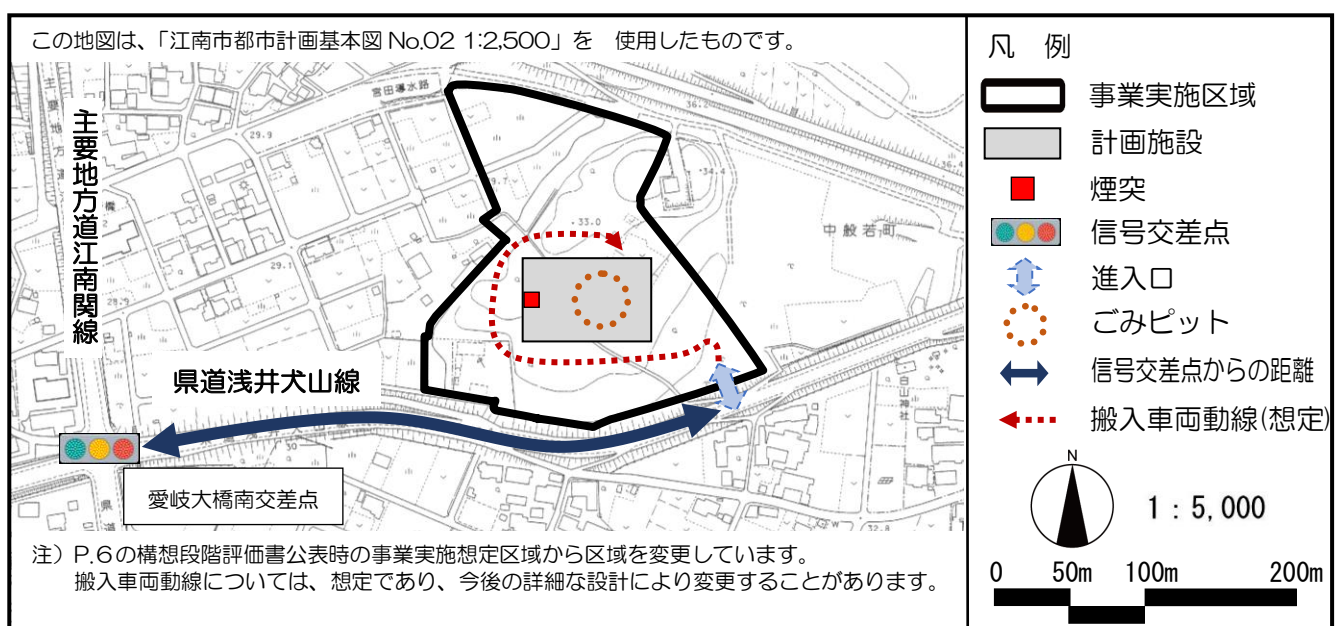


図3 計画施設への進入口の位置と施設場内の搬入車両動線（想定）

## 7. 都市計画の概略の案

### (1) 都市計画の種類

尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）

### (2) 名称

尾張北部環境組合ごみ処理施設（仮称）

### (3) 位置

江南市中般若町北浦地内

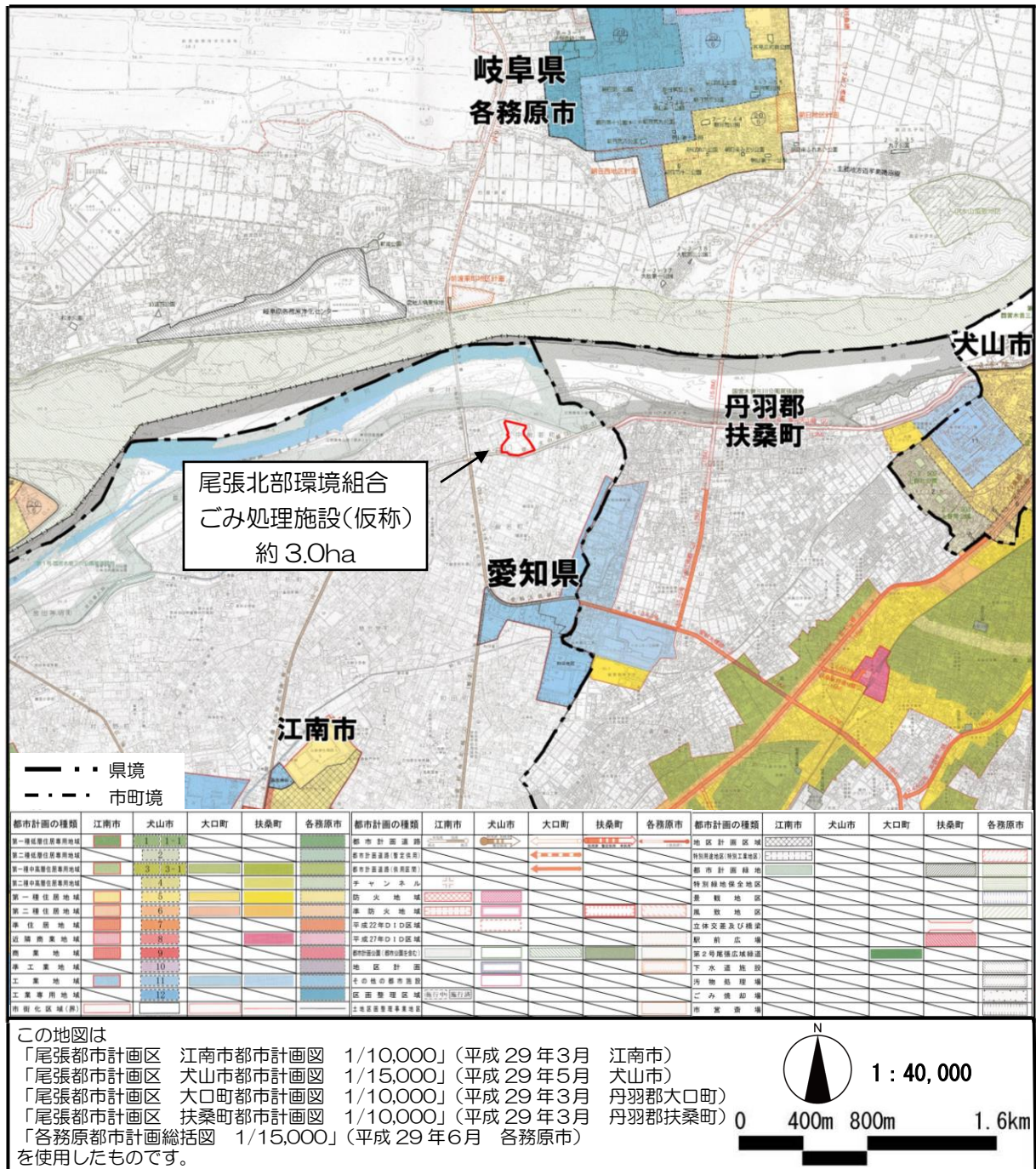


図4 位置図

(4) 区 域

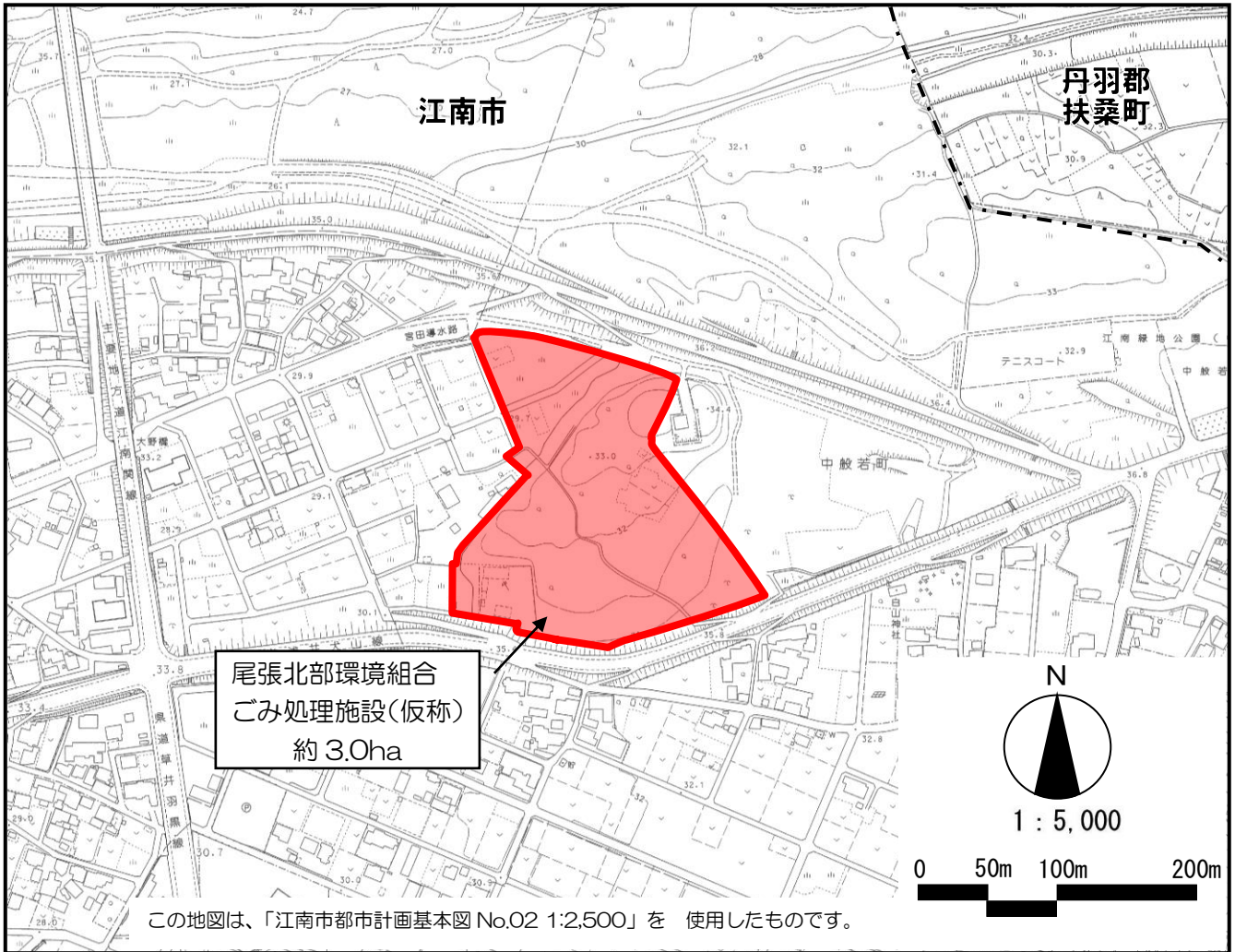


図5 都市計画の概略の案

(5) 面 積

約 3.0ha

参考 施設配置案

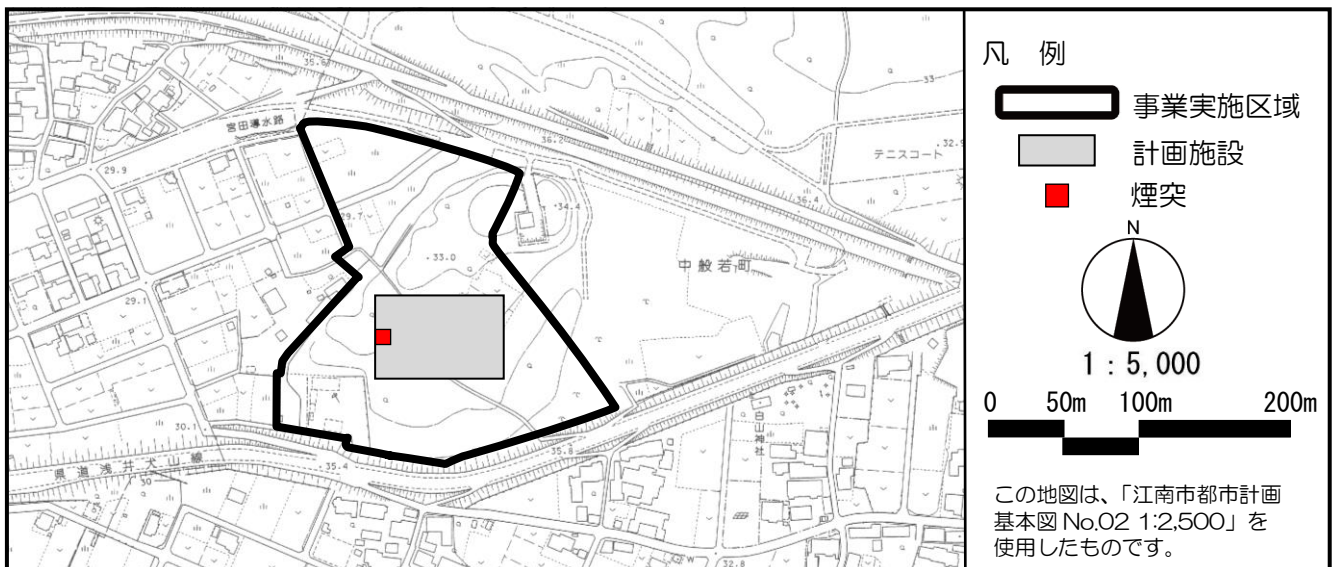


図6 施設配置案

## 8. 構想段階評価書の案及び構想段階評価書に係る意見と都市計画決定権者の見解

### (1) 「構想段階評価書の案」に係る一般からの意見

「構想段階評価書の案」について意見を求めた結果、提出された一般からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解は、表6に示すとおりです。

表6 構想段階評価書の案についての一般からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
第2章 都市計画配慮書対象事業の目的及び内容		
1	<p>「構想段階評価書の案」の6ページでは2.1.5 建設地の決定経緯</p> <p>「建設地については、平成24年10月の第1小ブロック会議において、江南市が最も多くのごみを排出すること、広域の処理施設が一つもないことから受入を表明し、その後、江南市において候補地の選定がなされている。」とある。</p> <p>しかし、平成20年8月19日の江南市議会全員協議会では、すでにごみ焼却処理施設の建設候補地について当時の副市長が「当局が全く勝手に出した案」と断りながらも生活産業部長が詳しく説明している訳であり、この時複数案が示されていないことからして、実質的に当局での段階では「北浦にゴミ処理施設」と決定されたと考えられる。</p> <p>さらにこの件については、地元の議員が「受け入れ態勢を整える」ということで地元説明会が開かれている。つまり、評価書のいう「その後」は、事実と反する記述である。</p>	<p>「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」(平成21年3月)において犬山市、江南市、大口町及び扶桑町の2市・2町で広域化を進めることが決定し、建設候補地の選定にあたっては、各市町から候補地をあげて検討を行い、平成22年5月に犬山市内を建設候補地として決定しています。その際、江南市内の候補地としたのが、今回の計画地である中般若町北浦地区となっています。</p> <p>その後、犬山市での地元調整が難航するなか、平成24年10月に江南市が最も多くのごみを排出すること、広域の処理施設が一つもないことから受入を表明し、市内の候補地について再度洗い出しと評価・選定作業を行いました。検討結果は、配慮書の案にも示したとおり、市内の5つの候補地について評価がなされ、第三者機関による妥当性の検証も行ったうえで、平成28年3月の第1小ブロック会議において、中般若町北浦地内を正式な建設地として決定しています。</p>

## (2)「構想段階評価書」に係る関係行政機関からの意見

「構想段階評価書」について、関係行政機関からの意見と都市計画決定権者の見解は、表7に示すとおりです。なお、「構想段階評価書」に対する意見は、愛知県建設部長より提出され、そのほか犬山市、大口町、扶桑町からは意見なしとの回答を受けています。

表7 構想段階評価書についての関係行政機関からの意見及び都市計画決定権者の見解

	意見	都市計画決定権者の見解
愛知県 建設部長	<p>都市計画の概略の案の作成にあたっては、上位計画・環境影響評価との一体性を踏まえた上で、ごみ処理施設の位置を決定した経緯について、都市計画上の見地からその内容を分かりやすく整理されたい。</p> <p>また、住民や関係機関との合意形成が図られるよう努められたい。</p>	<p>本計画地については、ごみ処理が行われる区域の犬山市、江南市、大口町及び扶桑町で構成する尾張北部地域ごみ処理広域化第1小ブロック会議において、検討や地元調整が重ねられた位置となっています。</p> <p>当計画地は、2市2町の市街地の広がりから搬入車両の輸送の効率上望ましく、南側には隣接して県道が整備されアクセスしやすい場所であり、上位計画である江南市総合計画（平成30年3月）に「暮らしと安全のゾーン」として具体的に位置付けられるなど、土地利用や他の都市施設等とも整合しており、都市計画上も支障がない計画と考えております。</p> <p>また、2市2町の将来のごみ処理や、都市計画と併せて行われる環境影響評価の結果を踏まえ必要な環境保全措置を実施する事業者の尾張北部環境組合が平成29年4月に設置されており、都市計画や環境影響評価を進めていく状況になっていることから、平成30年6月にこれらの手続きに着手しております。</p> <p>なお、今回のようなごみ焼却場の都市計画については、特に地域住民の合意形成が課題となりますが、当該計画地については概ね合意形成が得られている状況と考えています。しかしながら今後も、住民や関係機関との合意形成については尾張北部環境組合とともに一層努めてまいります。</p> <p>位置の決定の経緯などは、本書のP.3とP.4のとおり整理しました。</p>

### 参考1 「計画段階環境配慮書の案」に係る一般からの意見

「構想段階評価書の案」に対する意見とは別に、本都市計画の手続きと同時に公表した環境影響評価手続きの「計画段階環境配慮書の案」に対し提出された一般からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解は、表8に示すとおりです。

表8(1) 計画段階環境配慮書の案についての一般からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
第2章 都市計画配慮書対象事業の目的及び内容		
1	事業実施想定区域内の北西地域には中般若区の土葬の極楽墓地があり、アンケートでは、複数の縁故者から移設反対の意見が出されている。このため、墓地移転は困難であることが想定される。事業実施想定区域から、極楽墓地を除いて施設配置案を示す必要がある。	ご意見のとおり事業実施想定区域内には墓地が存在しますが、事業に必要な位置と考えていますので、今後も理解が得られるよう墓地の使用者と協議をしてみたいです。 なお、ごみ処理に必要となる諸施設については、今後具体化してまいります。現時点で想定しました計画施設の建物の位置については、墓地の位置と重ならない案としています。
2	事業実施想定区域への搬入道路は南側の県道浅井犬山線拡幅によって付設するしか方法がないことから、緑地帯、緩衝地帯を設ける必要性を考えると、施設の配置は区域中央部分に取る必要がある。	事業実施想定区域については、堤防法尻から北側20mと南側40mの範囲が河川保全区域となっていること、計画施設の規模（最大の大きさを想定）やその周りに車両等の動線を確認することが必要であること等も考慮し、現在の配置としています。今後、具体的な事業計画の検討にあたっては、周辺環境への影響ができる限り小さくなるよう配慮してまいります。
3	事業実施想定区域は、東側エリアも含めて、江南市内に残る貴重な樹林地の一つとなってきた。東側エリアも含めて樹林帯が全て失われることは、木曽川沿いの緑のネットワークを途切れさせることになる。できる限り、樹林帯を残す施設配置とする必要がある。	事業実施想定区域は主にシイ・カシ二次林で、木曽川の両岸に点在する二次林の一つとなっています。 方法書手続き以降に実施する現地調査において、地域の状況を詳細に把握してまいりますので、今後の具体的な事業計画の検討にあたっては、その結果も踏まえながら、周辺環境への影響ができる限り小さくなるよう配慮してまいります。

都市計画決定権者の見解に記載のある頁番号等については「計画段階環境配慮書」におけるものです。



表8(2) 計画段階環境配慮書の案についての一般からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解

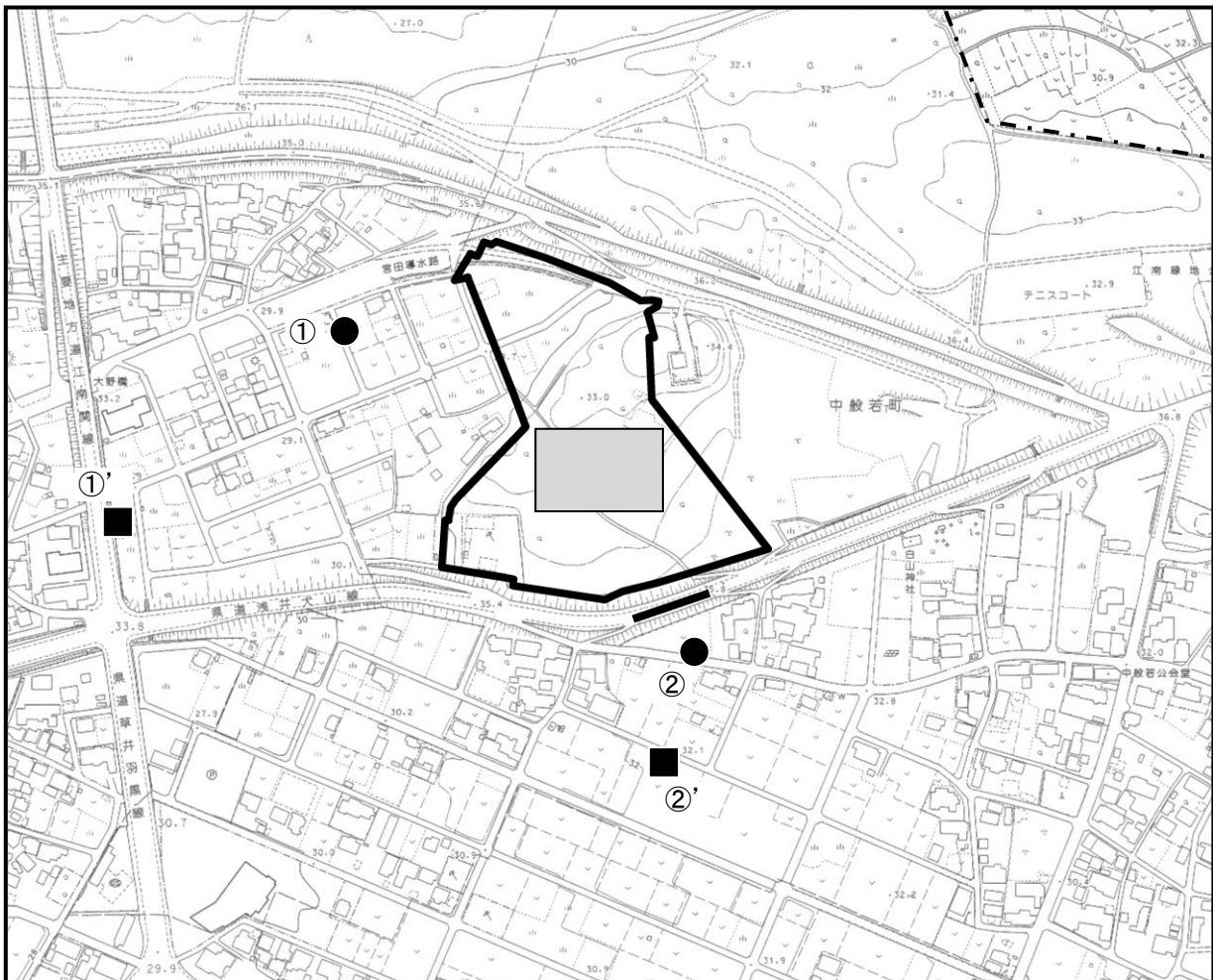
番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
第5章 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果		
4	<p>2,景観踏査結果について</p> <p>「環境配慮書の案」5-11 ページ以降には景観について記載されている。「眺望景観」は、撮影地点や方角、カメラレンズの画角によってずいぶん印象が変わってくるものであり、一般的・総合的な位置決めは難しく、それだけに、より地域住民の生活の視点が求められると考える。</p> <p>広く一般に入手できる航空写真や住宅地図から判断するまでもなく、予定地の周りに極めて住宅が多い。検討委員会などでも半径500メートル圏内の住宅戸数は公表されている。だが、5-14 ページ以降の踏査結果の写真では、スイトピアからの写真を除けば民家はわずか2軒しか写っていない。画像を使って、故意に建設候補地は住宅域から離れた地点にあると言わんばかりである。</p> <p>184 ページ西側最寄住居付近は、方角的に西と言うよりは北西に位置している。ほぼ西方からは、提示した①'の画像<sup>注)</sup>へ訂正してほしい。</p> <p>185 ページ南側最寄住居付近は、まさに「最寄住居」を外して撮影した悪意がうかがえる写真である。県道から離れ、撮影ポイントを変更して提示した②'の画像へ<sup>注)</sup>訂正してほしい。</p> <p>注) 提示された画像等は、図7(1)～(3)に示すとおりである。</p>	<p>本計画段階環境配慮書の案では、「重大な影響の有無」及び「複数案による影響の程度の比較」の観点から評価を行っており、踏査地点は、「日常生活における視点の場」と「主要な眺望地点」という2つの観点で設定しています。</p> <p>「日常生活における視点の場」の観点からは、住宅の分布状況が把握できるような地点としてではなく、事業実施想定区域を中心に影響が最大となることが想定される最寄住居付近を設定しており、近景の地点が多くなっています（踏査地点①、②）。</p> <p>また、「主要な眺望地点」という観点からは、江南市のホームページ等に掲載されている情報を基に、本事業による影響が大きくなると想定される踏査地点を設定しました（踏査地点③～⑥）。</p> <p>いただいたご意見にも配慮し、景観の踏査地点に西側及び南側の地点を追加し、予測した結果を配慮書に追加しました。予測結果等は「5.2 景観」（5-11～32 頁参照）に記載しました。</p> <p>なお、追加地点は意見書において提出された地点（図7-1(1)）と同様の地点で、一般的な人の視野に近いとされる60度となる画角で撮影を行いました。</p>

都市計画決定権者の見解に記載のある頁番号等については「計画段階環境配慮書」におけるものです。







表8(3) 計画段階環境配慮書の案についての一般からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
第5章 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果		
5	<p>景観踏査地点の④江南緑地公園(中般若)の地図と写真が一致していない。写真は扶桑緑地公園内から撮影されたものであり、地図上の④はテニスコートを示している。</p>	<p>景観踏査地点の設定にあたっては、第3章で整理した主要な眺望点を基本としており、表 5.2.2(4)に示す地点④については江南緑地公園(中般若)として設定し、計画施設を見通すことができる可能性のある地点として、テニスコートの東側にあるアスレチック広場付近で撮影を行いました。</p> <p>ご指摘を踏まえ地点を確認したところ、ここは扶桑緑地公園内にあつたため、地点④の地点名を「扶桑緑地公園(アスレチック広場)」と改め、実際の撮影地点、名称が正しいものとなるよう修正いたしました。また、これに伴い地点⑤の地点名を「扶桑緑地公園(芝生広場)」に修正いたしました。</p>
その他の事項		
6	<p>事業実施想定区域内の南西地域にある民間ごみ集積場土地は、過去に穴が掘られ産廃等のごみが廃棄されていたとの近隣住民の証言がある。実施想定区域内の北側部分でも同様の住民の証言がある。造成工事前には、土壌汚染調査や地下埋設物調査を行う必要がある。</p>	<p>一定規模以上の土地の改変を行う場合には、土壌汚染対策法や県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき、届出等を行うとともに、必要に応じて土壌汚染状況調査を実施します。また、埋設された廃棄物が確認された場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適切に対応します。</p>

都市計画決定権者の見解に記載のある頁番号等については「計画段階環境配慮書」におけるものです。



凡 例

-  事業実施想定区域
-  市町境
-  計画施設
-  配慮書の案における踏査地点
-  意見書において提示された地点
-  撮影対象となった堤防法面

注) 意見書において提示された画像をもとに作成したものです。

この地図は、「江南市都市計画基本図 No.02 1:2,500」を使用したものです。



1 : 5,000



図7(1) 意見書において提示された地点

▼画像①' 愛岐大橋南交差点北より東を望む



図7(2) 意見書において提示された画像

画像▼②' 想定区域南200mあたりより北を望む



図7(3) 意見書において提示された画像

## 参考2 「計画段階環境配慮書」に係る愛知県知事の意見

「構想段階評価書」に対する意見とは別に、本都市計画の手続きと同時に公表した環境影響評価手続きの「計画段階環境配慮書」に対し、愛知県知事から意見が通知されました。「計画段階環境配慮書」に対する意見は、構想段階評価書に係る内容が含まれることから、その概要と都市計画決定権者の見解を、表9に示します。

表9(1) 計画段階環境配慮書についての愛知県知事からの意見及び都市計画決定権者の見解

愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討した上で、事業計画を策定するとともに、環境影響評価方法書以降の図書を作成する必要がある。	配慮書に関する愛知県知事意見を十分に検討した上で、事業計画を策定するとともに、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の図書を作成します。
1 全般的事項	
(1) 事業計画の策定に当たっては、環境への負荷をできる限り回避、低減するよう努めること。	事業計画の策定に当たっては、環境への負荷をできる限り回避、低減するよう努めます。
(2) 木曾川の兩岸に点在する樹林地のうち比較的大きなシイ・カシ二次林を事業実施想定区域に選定した経緯について、その内容を分かりやすく示すこと。	事業実施想定区域の位置を選定した経緯については、尾張北部ブロックや第1小ブロックでの検討経緯など、第2章に詳細を記載しました。 また、事業実施想定区域内の改変面積については、できる限り小さくし保全が可能な部分については極力保全を図るよう配慮するとともに、今後実施する現地調査及び予測・評価の結果を踏まえ必要な環境保全措置を検討してまいります。
2 大気質、騒音、振動及び悪臭	
(1) 事業実施想定区域が木曾川沿いに位置しているため特異な風向・風速を有すると考えられること、煙突の高さが航空法の制限を受けるためダウンドラフト等により塩化水素等の短期濃度が高くなることが懸念されることから、大気質について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。	本事業の事業特性、地域特性から、特殊な気象条件下における大気汚染物質による高濃度の影響が懸念されることを踏まえ、大気質の調査、予測及び評価の手法について検討し、その結果を第7章に記載しました。
(2) 既存の2施設が1施設に集約され、ごみ収集車等の交通量が増加することが想定されることから、ごみ収集車等の走行ルートに係る大気質、騒音及び振動の道路沿道への影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。	本事業の実施により、廃棄物運搬車両等の交通量が増加することが想定されることから、廃棄物運搬車両等は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用するよう努めるなど、道路沿道への影響に配慮した事業計画とします。 また、廃棄物運搬車両等の走行ルートに係る大気質、騒音及び振動についての調査、予測及び評価の手法を検討し、その結果を第7章に記載しました。

都市計画決定権者の見解に記載のある章番号については「環境影響評価方法書」におけるものです。

表9(2) 計画段階環境配慮書についての愛知県知事からの意見及び都市計画決定権者の見解

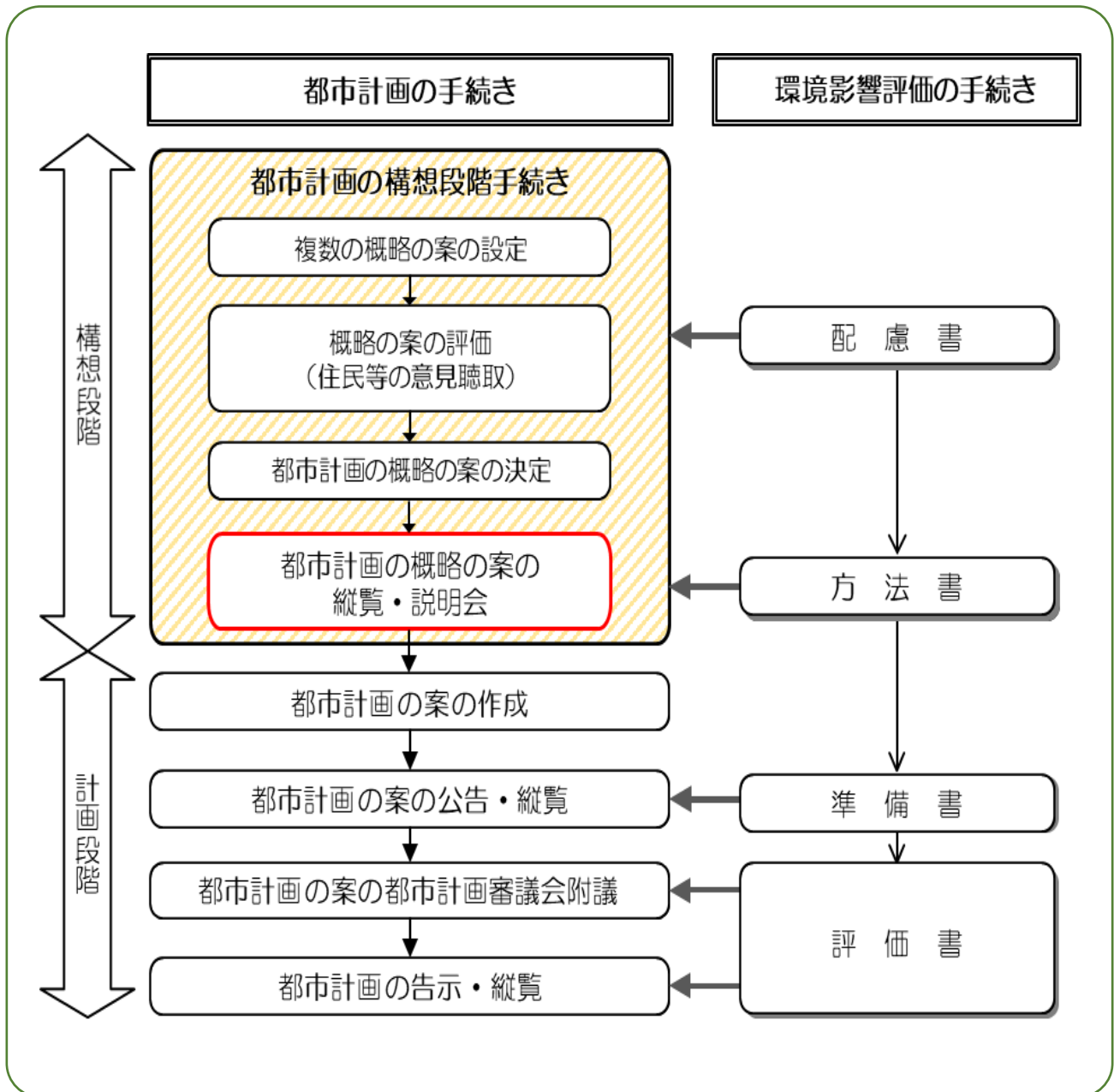
愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
<p>(3) 事業実施想定区域の近隣に住居が存在することから、騒音、振動及び悪臭の影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。</p>	<p>事業実施想定区域の近隣に住居が存在することから、設備機器類については、低騒音型・低振動型機器の採用に努めるとともに、建屋内への配置を基本とするなど、近隣の住居に配慮した事業計画とします。</p> <p>また、騒音、振動及び悪臭については、敷地境界での調査のほか近隣の住宅地付近での調査も実施します。その他、調査、予測及び評価の手法を検討し、その結果を第7章に記載しました。</p>
<p>3 動物・植物・生態系</p>	
<p>事業実施想定区域は木曽川沿いに位置しており、主にシイ・カシ二次林で構成されていることから、動物、植物及び生態系の影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。</p>	<p>事業実施想定区域は木曽川沿いに位置しており、主にシイ・カシ二次林で構成されていることを踏まえ、改変面積はできる限り小さくし、保全の可能な部分については極力保全を図るよう配慮するなど、動物、植物及び生態系の影響に配慮した事業計画とします。</p> <p>また、動物、植物及び生態系の調査範囲については、木曽川沿いも含んだ範囲とし、その他、調査、予測及び評価の手法を検討し、その結果を第7章に記載しました。</p>
<p>4 景観</p>	
<p>事業実施想定区域の近隣に住居が存在することから、煙突の位置だけでなく、施設の形状及び色彩にも配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。</p>	<p>事業実施想定区域の近隣に住居が存在することから、周辺地域との調和を図るよう、建築物の色調、デザイン等について検討し、施設の形状及び色彩にも配慮した事業計画とします。</p> <p>また、調査地点については、近隣の住居からの景観も踏まえた調査地点を設定します。その他、調査、予測及び評価の手法を検討し、その結果を第7章に記載しました。</p>
<p>5 温室効果ガス等</p>	
<p>廃棄物発電設備の導入、焼却に伴う廃熱の有効利用など、温室効果ガスの低減に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。</p>	<p>廃棄物発電設備の導入、焼却に伴う廃熱の有効利用など、温室効果ガスの低減に配慮した事業計画を検討してまいります。また予測・評価については、施設で使用するエネルギーにより発生する温室効果ガスとともに、廃棄物発電により発生する電力等による温室効果ガスの削減効果についても予測・評価を行うこととし、その結果を第7章に記載しました。</p>
<p>6 その他</p>	
<p>住民等の意見に配慮するとともに、分かりやすい図書となるよう努めること。</p>	<p>方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、分かりやすい図書となるよう努めます。</p>

都市計画決定権者の見解に記載のある章番号については「環境影響評価方法書」におけるものです。

## 9. 都市計画の手続き等

### (1) 都市計画の手続き

都市計画運用指針に基づく構想段階手続き、計画段階手続きの流れは、図8に示すとおりです。今後は、以降に実施される計画段階の手続きを進めてまいります。



: 現段階

図8 都市計画及び環境影響評価の手続き

## (2) 都市計画の概略の案の縦覧

縦覧場所	縦覧期間	縦覧時間
江南市経済環境部環境課 江南市布袋支所 江南市宮田支所 江南市草井支所 犬山市経済環境部環境課 大口町産業建設部環境経済課 扶桑町産業建設部産業環境課 各務原市市民生活部環境室環境政策課	平成31年2月12日(火)から 3月12日(火)まで ≪土曜日、日曜日は除きます。≫	午前8時30分から 午後5時15分まで

注) 江南市のウェブページ (<http://www.city.konan.lg.jp/>) からもご覧になれます。  
 環境影響評価方法書についても同時期に縦覧を実施します。

## (3) 都市計画の概略の案の説明会の開催

日時・会場	平成31年2月24日(日) 午前10時から すいとびあ江南 多目的ホール (江南市草井町西200)
	平成31年3月2日(土) 午前10時から 扶桑町中央公民館 講堂 (扶桑町大字高木字稲葉63)
	平成31年3月3日(日) 午前10時から 陵南福祉センター 集会室 (各務原市鵜沼朝日町2-384-1)
備考	環境影響評価方法書に関する説明会との同時開催となります。 事前の参加申し込みは不要です。直接会場へお越しください。 各回とも同一の内容です。

## (4) 問合せ先

問合せ先	江南市 経済環境部 環境課 〒483-8701 愛知県江南市赤童子町大堀90 TEL: 0587-54-1111 (代表) (事業者) 尾張北部環境組合 総務課 〒483-8221 愛知県江南市赤童子町大堀90 (江南市役所内) TEL: 0587-54-1188
------	--